



健保 厚年 被扶養者認定における年間収入の取扱いが変わります (令和8年4月～)

令和7年10月、厚生労働省より「被扶養者の認定における年間収入の取扱い」に関する通知が公表され、令和8年4月1日より適用されます。この通知により、これまでの被扶養者の認定における年間収入の取扱いが変わり、いわゆる「(社会保険に関わる)年収の壁」の判定基準が柔軟になります。

1 現在までの取扱いについて

これまで、認定対象者の年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、所定外賃金(残業代等)の見込みを含めた今後1年間の収入見込みにより判定をするものとされていました。



2 今後の取扱いについて

今後は就業調整対策の観点から、被扶養者認定の予見可能性を高めるため、労働契約段階で見込まれる収入を用いて被扶養者の認定を行うこととされました。そのため、労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等は、被扶養者の認定における年間収入には含まないこととなります。

ただし、給与以外の他の収入が見込まれる場合や、労働契約内容が確認できる書類の提出がない場合は、従来どおり、給与明細書、課税(非課税)証明書等により年間収入を判定することとなります。

被扶養者に該当する条件

- (1) 労働契約で定められた賃金^(※1)から見込まれる年間収入が130万円未満^(※2)であること
かつ
- (2) 他の収入が見込まれず、
 - ① 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合には、被保険者の年間収入の2分の1未満であると認められること^(※3)
 - ② 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合には、被保険者からの援助による収入額より少ないこと

扶養判定における年間収入の考え方(給与収入のみの場合)

従来
・過去の収入 ・現時点の収入または将来の見込み ・所定外賃金(残業代等)の見込み



令和8年4月～
・労働契約段階での見込み収入 ※労働契約段階で見込み難い所定外賃金(残業代等)は含まない

3 年間収入の確認方法について

労働契約の内容によって被扶養者の認定を行う場合は、

- ①「労働条件通知書」等の労働契約の内容が分かる書類の添付
- ②当該認定対象者に「給与収入のみである」旨の申立て

を求めることにより確認を行います。

具体的には、労働条件通知書等の賃金^(※1)を確認し、年間収入が130万円未満^(※2)である場合には、原則として被扶養者として取り扱うこととされています。なお、労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合には、当該内容に基づき被扶養者に係る確認を実施することとし、変更の都度、当該内容が分かる書面等の提出が求められます。



4 当初想定されなかった臨時収入により、結果的に年間収入が130万円以上となった場合

被扶養者の認定の適否に係る確認時において、当初想定されなかった臨時収入により、結果的に年間収入が130万円以上^(※2)の場合であっても、当該臨時収入が社会通念上妥当な範囲に留まる場合には、これを理由として、被扶養者としての取扱いを変更する必要はありません。



POINT

- ✔ これまで、被扶養者となる収入の範囲を考慮して就業調整を行ってきた従業員の方にとっては、より柔軟な働き方が可能となります。また、企業にとっては、一時的な人手不足に対応することが可能となります。
- ✔ 労働契約の内容が確認できる書類の提出がない場合や、労働契約内容により年間収入が判定できない場合は、従来通りの年収の判定方法によることとなりますので、年収の判定が可能な労働条件通知書等は忘れずに従業員へ渡すようにしましょう。

(※1) 労働基準法第11条に規定される賃金をいい、諸手当及び賞与も含まれます。

(※2) 認定対象者が60歳以上の場合または概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては、180万円。認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満（扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢）である場合にあっては150万円。

(※3) 当該要件を満たさない場合であっても、当該認定対象者の収入が被保険者の年間収入を上回らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者に該当するものとして差し支えありません。

(※4) 「給与収入のみである」旨の申立てをを求める場合は、
・健康保険被扶養者（異動）届の「扶養に関する申立書」欄に認定対象者本人が記載する方法
・健康保険被扶養者（異動）届の添付書類として認定対象者本人が作成した「給与収入のみである」旨の申立書を添付させる
といった方法が示されています。

〈参考文献等〉

- ・厚生労働省「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて(保発1001第3号管管発1001第3号令和7年10月1日)」
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T251006S0060.pdf> (参照 2026/2/13)
- ・厚生労働省「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いに係るQ&A(第2版)について」
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T260310S0010.pdf> (参照 2026/3/12)

発行元



辻・本郷 社会保険労務士法人
HONGO TSUJI HR CONSULTING

新宿 HR 事務所：〒160-0022 東京都新宿区新宿 3-1-1 世界堂ビル7階

TEL：03-5361-8061（代表）

TH letter for HR 担当：鈴木・須賀・四方田・成嶋

当法人の詳細
お問い合わせ



スマホで
読み取り
または
クリック!

